

令和 8 年第 8 回多賀城市農業委員会総会議事録

- 1 総会年月日 令和 8 年 8 月 2 5 日（火）
- 2 総会場所 多賀城市役所 4 階 4 0 1 会議室
- 3 出席委員 農業委員 8 名、農地利用最適化推進委員 4 名
会長
第 8 番 遠藤 光浩
会長職務代理者
第 7 番 赤井 利智子
委員
第 1 番 伊藤 清彦 第 2 番 岩佐 浩
第 3 番 加藤 真崇 第 4 番 菅野 眞一
第 5 番 佐藤 孝市 第 6 番 鈴木 正彦
農地利用最適化推進委員
北部区域 大橋 礼子 西部区域 熊谷 俊彦
中部区域 田口 繁雄 東部区域 郷古 裕介
- 4 欠席委員
なし
- 5 議事
議案書のとおり
- 6 事務局出席職員
事務局長補佐 千葉 泰弘 農地係長 高橋 賢一
主 査 北野 佑樹
- 7 欠席職員
事務局長 菊地 賢一
- 8 開 会 午前 1 1 時 0 0 分
- 9 総会の概要

事務局

農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定により農業委員定数 8 名のうち出席委員 8 名で定足数に達しておりますので、ただ今より令和 8 年第 8 回多賀城市農業委員会総会を開催いたします。農地利用最適化推進委員は 4 名出席です。それでは遠藤会長よりご挨拶をいただきます。

遠藤光浩会長

～会長挨拶～

事務局

それでは、農業委員会規定第 9 条の規定により会長が総会の議長となり議事を整理することになっておりますので、今後の議事進行につきまして、会長よろしくお願ひします。

議長

それでは議事録署名委員の指名を行います。多賀城市農業委員会規程第20条第2項の規定により、議長において第3番 加藤真崇委員と第4番 菅野真一委員を指名します。

諸般の報告については、4ページに記載の内容を各委員ご覧になってください。
続いて報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局より報告をお願いします。

事務局

それでは農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、次のとおり届出を受理したので報告いたします。

1の総括表を確認願います。

今回は2件ございまして、1件は転用目的が駐車場等、地目は畑で面積は169㎡です。もう1件は転用目的が道路等、地目は畑で面積は3.32㎡であり、合計は172.32㎡となっております。

続いて、2の届出者及び届出地等になります。

まず番号1の表をご覧ください。

届出者は表に記載のとおりです。

届出地は留ヶ谷一丁目の1筆、登記地目は畑、現況地目は雑種地となっております。面積は169㎡で、賃借権の設定はございません。

転用地目は宅地となっており、開発の許可は必要ありません。

受理日は令和8年7月14日となります。

なお、本件は委員改選直前であったため事務局で現地確認を行いましたので、合わせて報告します。

本件については、周囲を完全に住宅地に囲まれている市街化区域の農地であり、転用に問題はないものと確認してきました。

番号1に関する報告は以上となります。

議長

今の報告について質問はございませんか。

(なしの声)

事務局

続きまして、番号2の表をご覧ください。

届出者は表に記載のとおりです。

届出地は留ヶ谷一丁目の1筆、登記地目は畑、現況地目は公衆用道路となっております。面積は3.32㎡で、賃借権の設定はございません。

転用地目は公衆用道路となっており、開発の許可は必要ありません。

受理日は令和8年8月3日となります。

番号2に関する報告は以上となります。

議長

東部区域担当推進委員より現地確認について報告願います。

東部区域担当推進委員

それでは報告します。

当該届出地は周囲を住宅に囲まれている市街化区域であり、転用に問題はないものと判断します。

議長

今の報告について質問はございませんか。

(なしの声)

それでは、報告第1号を終了します。

続いて報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局より報告いたします。

事務局

1の総括表を確認願います。

今回は全部で2件ございまして、転用目的は2件共に一般住宅、地目は畑で面積は合わせて761㎡です。

続いて、2の届出者及び届出地等になります。

番号1の表をご覧ください。

1番に係る譲渡人及び譲受人は表に記載のとおりです。

届出地は新田字後の1筆、登記地目及び現況地目は畑、面積は62㎡で、賃借権の設定はございません。権利の種類としては売買による所有権移転です。

転用地目は宅地となっており、1,000㎡以下のため開発の許可は必要ありません。受理日は令和8年7月14日となります。

番号1に関する報告は以上となります。

議長

西部区域担当推進委員より現地確認について報告願います。

西部区域担当推進委員

それでは報告します。

当該届出地は周囲を住宅に囲まれている市街化区域であり、転用に問題はないものと判断します。

議長

今の報告について質問はございませんか。

(なしの声)

続いて番号2について事務局より報告いたします。

事務局

番号2の表をご覧ください。

2番に係る譲渡人及び譲受人は表に記載のとおりです。

届出地は高崎一丁目の1筆、登記地目は共に田、現況は畑となっており、面積は699㎡、賃借権の設定はございません。権利の種類としては売買による所有権移転です。

転用地目は宅地となっており、1,000㎡以下のため開発の許可は必要ありません。受理日は令和8年7月28日となります。

番号2に関する報告は以上となります。

議長

中部区域担当推進委員より現地確認について報告願います。

中部区域担当推進委員

それでは報告します。

当該届出地は周囲を住宅に囲まれている市街化区域であり、転用に問題はないものと判断します。

議長

今の報告について質問はございませんか。

(なしの声)

それでは、以上で報告事項を終わります。

続いて議案の審議に移ります

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明願います。

事務局

1の総括表を確認願います。

今回は1件の申請があり、地目は田、面積は3,424㎡です。

譲渡人及び譲受人は表に記載のとおりです。

申請地は南宮字鳴神の1筆、登記地目及び現況地目ともに田であり、面積が3,424㎡となります。

本件については、相続により親族間において共有で取得した農地の持ち分を整理し、譲受人に持分を集約する目的で所有権移転を行うものとなります。

本件農地は組田であり、本件を除いた3筆は既に中間管理事業の契約を締結している状態にあります。

本件農地についても、共有名義の整理が済み次第、中間管理事業により契約締結

を進めていく旨譲受人及び耕作者の双方に確認をしておりますので、今後の農地の耕作については問題なく行われるものと判断します。

以上、御審議よろしく申し上げます。

議長

質問等はありませんか。

(なしの声)

それでは、許可してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、議案第1号については異議なしとして決定いたします。

続いて議案第2号について、事務局から説明願います。

事務局

本件は、昨年度3条許可申請があり、令和7年第6回総会において審議の上許可を決定し、令和7年6月27日に許可書を交付した案件でございます。

今回、申請者兩名から取下げの希望がありましたので経緯を御説明します。

譲渡人及び譲受人は表に記載のとおりです。

申請地は留ヶ谷一丁目の1筆、登記地目は田、現況地目は梅の木畑となっております、面積は783㎡となっております。

申請事由は譲渡人が経営規模の縮小、譲受人が経営規模の拡大であり、売買による所有権移転を行うというものでございました。

しかしながら、譲受人において、当初予定していた資金調達が困難となり、資金計画の見直しが必要となったことから当事者間で協議した結果、本件土地の売買を中止することになったため、今回の取下げに至ったものでございます。

なお、取下げ後の農地の管理については譲渡人が責任をもって行う旨聞取りを行っております。

以上、3条許可申請の取下げについて、御審議願います。

議長

質問等はありませんか。

(なしの声)

それでは、受理してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、議案第2号については異議なしとして決定いたします。

以上で議案審議を終了します。

続いて、情報提供等に移ります。事務局より説明願います。

事務局

(1)全国農業新聞の委員皆購読及び購読勧奨についてです。

全国農業新聞は、農業委員会に関する法律において定められている「情報の公表」

を広く行うために、農業委員会ネットワーク機構である全国農業会議所が発行している農業委員会組織による新聞となります。

全国農業新聞は「農業委員会活動の参考書」としての側面があること及び全国各地の優良な取り組み事例等が記載されていること等を知っていただきたく、本日お知らせするとともに、2点お願いをさせていただきます。

1点目は新任委員の皆様にご購読をお願いしたいという点になります。2点目は、全ての委員の皆様、地域の農業従事者や農地所有者、関係者等の幅広い皆様にご購読を勧めていただきたいという点になります。

申込の際には配布しておりますチラシの裏面に必要事項を記入し、農業委員会事務局窓口に持参いただければと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

なお、購読料については現在月額900円となっており、年1回、まとめて引落としとなっておりますので、その点についても御承知おきいただくとともに購読者、購読希望者に周知方よろしくお願い致します。

なお、電子版を希望される場合は、WEB上から各自での申込になりますので、合わせて御承知おき願います。

次に(2)農地パトロールについてでございます。

本日机上配布しております「農地パトロール実施資料」をお手元に御用意願います。

資料1～3頁が実施要領となっております。今年度の実施期間については第2条に定めるとおり、本日から9月4日までと定めておりますので、御承知おき願います。

調査の対象とする農地については、第3条に定めており、特に第2項の第1号から第10号までを重点確認農地として位置付けております。

特に今回調査においては

第1号 前年度までの農地パトロールにおいて遊休農地又は法第33条第1項に規定する農地として把握された農地

第2号 雑草繁茂、低木侵入その他耕作放棄が疑われる農地

第4号 法に基づく許可又は届出案件に係る農地

第9号 違反転用が疑われる農地又は指導継続中の農地

第10号 非農地判断の検討が必要な農地

を重点的に確認いただきたいと考えております。

今回のパトロール期間中には、市内の農地を巡回していただき、先ほどお伝えしたような対象農地に該当する農地があるかを確認及び記録していただきたいと考えております。

その内容を事務局に報告いただき、資料としてまとめたものを次月総会において提示させていただきますので、その内容を確認しながら対応内容の検討を行っていただく予定でございますので、合わせて御承知おき願います。

資料4頁をお開き願います。

市内を4つの区域に分け、4つの班に分かれて活動していただく予定としております。班については記載の内容を御確認願います。網掛けしている委員の方は各班の班長とさせていただきますので、パトロール終了後には、調査結果を事務局あてに報告していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、調査の際には各自デジタルカメラやスマートフォン等で現地の写真を撮影していただき、写真についても事務局に共有していただけますと、次月の情報共有時に視覚的に現状の理解がしやすいかと思っておりますので、写真の撮影及び提供についても御協力よろしくお願いいたします。

5頁をお開き願います。各班のエリアを地図上に示させていただきます。

また、地図中に示している数字等については、資料の次頁以降に記載している、昨年度指導を実施した農地及び昨年及び一昨年に許可申請があった農地転用箇所を示しております。

4頁の班分けの表に記載しておりますが、該当地区内に当該確認箇所がある場合は、必ず確認していただき、昨年度指導実施箇所については、昨年度の指導を受けて改善したかの現状を、農転箇所については農転の進捗・完了等について確認して頂きますようお願いいたします。その際には、それぞれの頁に今年度の調査結果を記入できる欄を作成しておりますので、メモ等に活用していただければと思います。

なお、本日は大変気温が高くなっておりますので、適度に休憩や水分、塩分を補給しながら実施していただき、場合によっては実施期間内の別日に実施する等、班ごとに調整をお願いします。

農地パトロールについては以上となります。

続いて、資料中に記載はありませんが、いくつか追加で情報提供をさせていただきます。

まず一つ目が、「令和8年度熊本地震義援金」の募集についてでございます。

これは宮城県農業会議から文書で依頼があったものであり、全国農業会議所を通じて被災した農業者の支援に使われるとのことです。

団体単位ではなく個人単位を基本とするとのことであるため、本日はお知らせして配布させていただきましたので、御検討いただければと思います。

続いて、9月3日に開催される農業委員及び農地利用最適化推進委員研修会のお知らせになります。

宮城県農業会議が主催する当該研修が、今年は夢メッセで実施されるとのことです。

当日は13時15分までに、資料裏面に記載している集合場所に参集いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、既に電話等で出欠確認はさせていただきますが、変更等があった場合は事務局あてお知らせいただきますようお願いいたします。

情報提供等については以上となります。

議長

それでは、情報提供等については以上といたします。

以上をもって議事の一切を終了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。

事務局

それでは事務局からお知らせします。

次回の農業委員会総会は、9月25日（金）午後2時から、北庁舎401会議室において行う予定としておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは閉会の挨拶を赤井会長職務代理者からお願いします。

赤井会長職務代理者

以上を持ちまして、令和8年度第8回多賀城市農業委員会総会を終了いたします。

なお、本日の農地パトロールは暑い中での実施となりますので、各自体調に留意願います。

皆様、お疲れ様でした。

閉 会 午前11時40分

以上、多賀城市農業委員会規程第20条第1項の規定に基づき、議事録を作成し、同条第2項の規定により署名捺印する。

令和8年8月27日

令和8年第8回多賀城市農業委員会総会

総会議長 遠藤 光浩 ㊟

署名委員第3番 加藤 真崇 ㊟

署名委員第4番 菅野 眞一 ㊟